

令和6年6月保健業務主管課長会議事要旨

1 日 時 令和6年6月14日（金）9時30分～9時47分

2 場 所 市役所本庁舎地下1階第8共通会議室

3 出席者

（構成員）

各区保健業務主管課長、課長代理

（事務局）

健康局健康推進部健康施策課長、保健所管理課長

4 議 題

（1）令和6年国民健康・栄養調査について

（2）認知症に関する普及啓発について

（3）その他

（1）令和6年国民健康・栄養調査について

【保健所保健副主幹より資料に基づき説明】

本調査は健康増進法第10条に基づき、国民の身体の状況、栄養素等摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に毎年11月に実施しています。

厚生労働省からの内定通知に基づき、本調査の内定地区を所管する保健福祉センターに、調査地区、調査世帯に対する説明会等の準備、本調査の実施、実施後の調査票整理と調査世帯への結果通知等の協力を依頼します。

（2）認知症に関する普及啓発について

【福祉局高齢者施策部認知症施策担当課長より資料に基づき説明】

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第9条において、認知症の日（9月21日）・認知症月間（9月）が定められ、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業・行事が実施されるよう奨励しなければならないとされている。また、本市においても第9期大阪市高齢保健福祉計画・介護保険事業計画において、認知症の日及び認知症月間における集中的な普及啓発を行うこととしている。

今後、福祉局においての啓発と各区の取組み状況の発信を予定しており、各区においても広報等での認知症に関する普及啓発にご協力いただきたい。

【区】認知症に関する普及啓発ということで、保健分野だけでなく福祉分野も一緒にやっていく事になると思うが、初期集中型、いわゆる包括との話ほどのようになっているのか。

【説明者】6月4日の福祉担当課長会でも説明しているが、認知症強化型地域包括支援センターが24区各区に1か所設置されており、そちらに初期集中支援チームや、認知症地域支援推進員、コーディネーターが配置されており、啓発等も進めていくので、担当にも、区と共に取り組んでいるという事はお伝えする。福祉業務担当が、照会の窓口となって集約するときに、ぜひ声をかけてもらえればと思う。認知症アプリについても、例えば、区でスマホ教室をやるというような情報があった時に、教材に使ってもらえるようお声がけいただく等、連携しながら進めてもらえると非常に助かる。その点についても、包括や強化型

の方には伝えていく内容になる。

【区】当区では今年度、医介連携で、認知症に関する普及啓発をしようと思っている。